

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育課の部地域支援係の項第5号中「・北地区小体育館」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。